○三好市創業・空き店舗等再生支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、空き店舗等の解消及び創業による賑わいの創出及び地域経済の活性化を図るため、市内の空き店舗等を活用して事業活動を行う者及び新たに創業する者に対し、予算の範囲内で三好市創業・空き店舗等再生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三好市補助金交付規則（平成18年三好市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるものとする。

(1)　空き店舗等　市内に所在する店舗、事務所その他の建物であって、現に利用又は居住していないもの。

(2)　新規創業者　当該年度内に本市において創業した者又は創業する者であって、個人開業、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）又は特定非営利活動法人の設立を行い、その代表となる者をいう。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1)　本市以外の市町村を含む市町村税に滞納がないこと。

(2)　1年以上事業の継続が見込まれること。

(3)　市内に住所（法人の場合は本社又は事業所）を有し、又は事業開始に当たり市内に住所を有することが確実であること。

(4)　三好市暴力団排除条例（平成24年三好市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団に関係するものでないこと。

(5)　空き店舗を活用して事業を行う者にあっては、空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者でないこと。

(6)　空き店舗を活用して事業を行う者にあっては、空き店舗等の所有者又は親族（3親等以内の血族、配偶者及び2親等以内の姻族）でないこと。

(7)　空き店舗を活用して事業を行う者にあっては、市内で営業している店舗から空き店舗等

へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。

2　前項の規定に加え、補助対象者が新規創業者(第二創業含む)である場合には、次の各号に掲げる事項を満たしていること。

(1)　三好市創業支援事業計画に掲げる「特定創業支援事業」又は市長が同等と認める研修を受講していること。

(2)　第7条に規定する事業計画書及び資金計画書作成について、阿波池田商工会議所又は三好市商工会の経営指導を受けて作成していること。

(3)　当該事業を開始した後も、阿波池田商工会議所又は三好市商工会等の経営指導を受けること。

(補助対象事業)

第4条　補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすもの。

(1)　法律に基づく許認可等(資格を含む。)が必要な場合は、その許認可等を有し又はその取得が確実であること。

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当しないこと。

(3)　前各号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に照らして不適当と認められる事業でないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条　補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金額等は、別表第1又は別表第2に定めるとおりとする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助の対象外)

第6条　本事業において、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の対象としない。

(1)　三好市企業立地促進条例(平成19年三好市条例第18号。以下「企業立地条例」という。)第4条第1項第3号に定める情報通信関連企業奨励金(施設整備補助)を受けている場合の空き店舗等の改修に要する経費

(2)　企業立地条例第4条第1項第4号に定めるふるさとクリエイティブ企業奨励金(事務所賃借料補助)を受けている場合の空き店舗等の賃借料

(3)　その他、補助対象事業について他の補助金を受けている場合

(交付申請書)

第7条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書(様式第2号)

(2)　資金計画書(様式第3号)

(3)　空き店舗等の賃貸借契約書又は仮契約書の写し

(4)　空き店舗等の改修に係る図面及び見積書の写し等経費の内訳がわかる書類

(5)　工事施工前の現況写真(外観及び内観)

(6)　申請者が法人の場合は定款及び登記事項証明書、個人の場合は住民票及び履歴書

(7)　新規創業者(第二創業含む)の場合は、「創業セミナー」等の受講終了書及び阿波池田商工会議所又は三好市商工会の経営指導を受け作成した創業計画書

(8)　その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第8条　規則第6条に規定する補助金の交付の決定通知は、交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第9条　規則第8条第1項に規定する事情変更による決定の取消し等の通知は、補助事業中止(廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第5号)又は補助事業変更承認決定通知書(様式第6号)によるものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条　規則第5条第1項に規定する補助事業の内容の変更等の承認申請は、補助事業変更承認申請書(様式第7号)又は補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)によるものとする。

(実績報告書)

第11条　規則第11条に規定する実績報告は、実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　事業実績書(様式第10号)

(2)　収支決算書(様式第11号)

(3)　操業開始届出書又は営業を開始したことが証明できる書類

(4)　工事請負契約書の写し

(5)　補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

(6)　工事完成写真(外観及び内観)

(7)　その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第12条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　補助金を他の用途に使用したとき。

(2)　補助金の交付の目的若しくは条件又は指示に違反したとき。

(3)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4)　その他この要綱の規定に違反したとき。

(事業報告)

第13条　補助事業者は、事業を開始した日の属する年度及びその翌年度における補助事業成果の状況について、創業・空き店舗等再生支援事業報告書(様式第12号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　決算報告書

(2)　その他市長が必要と認める書類

(その他)

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。